

荷役 5 大災害防止対策チェックリスト

荷主、配送先、元請事業者等用

チェック欄記入方法 : 実施している : 一部実施している × : 実施していない - : 該当なし

災害の種類	チェック項目	チェック (、 、 ×の記入)	改善方針等 (問題点とそれに対する改善方針、実施時期等を具体的に明記して ください)
共通事項	保護帽の着用		
墜落・転落 災害	安全に作業できる設備の設置		
荷崩れ	安全なパレットの提供		
フォークリフト使用時	適切な資格者による運転		

		業者の労働者が被災することを防止するため、荷主等の労働者にフォークリフトによる荷役作業に関し、必要な安全教育を行っていますか。		
	構内使用 ルールの 作成・掲示	荷主等の管理する施設において、構内におけるフォークリフト使用のルール（制限速度、安全通路等）を定め、労働者の見やすい場所に掲示していますか。		
	安全設備 の設置等	荷主等の管理する施設において、構内制限速度の掲示、通路の死角部分へのミラー設置等を行うとともに、フォークリフトの運転者にこれらを周知していますか。		
	走行場所 の区分	荷主等の管理する施設において、フォークリフトの走行場所と歩行通路を区分していますか。		
無人暴走	降雪・凍結 時の配慮	荷主等の管理する施設において、トラック停車場に傾斜があり、降雪・凍結等によりトラックの滑走のおそれがある場合は、停車場を変更するか、除雪を行うようにしていますか。		
トラック後 退時	誘導員の 配置	荷主等の管理する施設において、誘導員を配置し、トラックを安全に誘導するようにしていますか。		
	走行場所 の区分	荷主等の管理する施設において、トラックの走行場所と歩行通路を区分していますか。		

上記の事項のほか、荷役作業時に荷主、配送先、元請事業者等が陸運事業者に協力実施すべき総合的な実施事項が、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に定められています。本ガイドラインに基づき一層の取組をお願いします。詳しくは、以下HPを参照されるか、最寄りの労働局、労働基準監督署にお尋ね下さい。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/131017.pdf>